

参考

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550

Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
<http://www.jwtf.or.jp/> E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

日本武術太極拳連盟 加盟団体代表 各位
日本連盟理事・幹事 専門委員会委員長 各位

文発第3561号
2016年7月1日

(公社) 日本武術太極拳連盟
専務理事 石原泰彦

国体公開競技実施種目変更確認のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

6月18日の本連盟第95回理事会・第5回定時社員総会におきまして、2019年茨城国体を始め、2020年鹿児島、2021年三重、2022年栃木、で実施される国体公開競技「武術太極拳」の実施種目について、下記の通り協議され、決定されました。しかしながら、この決定について各県実行委員会のなかから、「国体公開競技」の実施規模としては、参加人員は600人を上限とすること（選手・監督の総数、審判員等は含まない）が指摘されました（添付の「国民体育大会公開競技実施基準」を参照）。

そこで、本連盟は6月29日に理事会メンバー全員にたいして、実施種目と参加人員の変更についてファックスの文書を発送して協議を行いました。その結果、全理事のファックス回答を得て、下記の訂正点が確定されました。

— 6月18日理事会・総会で承認された国体公開競技種目；

- ①少年の部=15歳～17歳 「ジュニア太極拳2」 男女各1、計2名
- ②少年の部=15歳～17歳 「初級長拳」 男女各1、計2名
- ③成年の部=18歳～29歳 「26式太極拳」 男女各1、計2名
- ④成年の部=18歳～29歳 「国際第1套長拳（B套路）」 男女各1、計2名
- ⑤シニアの部1=30歳～49歳 「国体用太極拳推手」 男女1組、計2名
- ⑥シニアの部2=50歳～69歳 「国体用太極拳推手」 男女1組、計2名

都道府県計12名+監督1名=13名 13人×47都道府県=611人

— 改正点：

6月18日の第95回理事会で確認された、⑤シニアの部1=30歳～49歳、および⑥シニアの部2=50歳～69歳は、これらを統合して、⑤シニアの部=30歳～59歳と変更することになりました。参加者数の上限を517人としたこと、年齢幅を30歳から59歳としたこと、が変更点となりました。競技種目の⑤と⑥を1種目にして人数の増加を抑えたことと、そのなかで30歳～69歳とすると1種目のなかでの年齢幅が大きすぎることから、「30歳～59歳」に調整しました。この変更について、よろしくご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。

この結果にもとづいて、各ブロック、各県での選抜方針を計画してくださるよう、お願い申し上げます。

この変更を反映した実施競技種目については、早速、実施県の茨城県、鹿児島県、三重県、栃木県の関係実行委員会あてに通知したことを申し添えます。

敬具

同封書類：日本体育協会発行「国民体育大会公開競技実施基準」

参考

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該都道府県体育（スポーツ）協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は 600 人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の 4 月 1 日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4 日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日体協会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（73 頁）に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

（附 則）

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 24 年 8 月 29 日に改定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 27 年 12 月 10 日に改定し、施行する。